

新座市高効率照明機器設置費補助金交付要綱

(令和5年新座市告示第286号)

(趣旨)

第1条 この告示は、高効率照明機器を設置する事業者に対して新座市高効率照明機器設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「高効率照明機器」とは、次の各号のいずれかに該当する機能を有するLED照明灯をいう。

- (1) スケジュール制御機能（あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路又はグループ化し、若しくはパターン化した回路を自動的に点滅し、又は調光制御する機能をいう。）
- (2) 明るさセンサによる一定照度制御機能（明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する機能をいう。）
- (3) 在・不在調光制御機能（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅し、又は調光制御する機能をいう。）

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 市内の事業所において事業を営む者であって、当該事業所に高効率照明機器（未使用品に限る。）を設置するものであること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「対象経費」という。）は、高効率照明機器の設置に要する費用とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、対象経費として現に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新座市高効率照明機器設置費補助

金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

- (1) 高効率照明機器の設置に係る見積書の写し
- (2) 仕様書その他の設置する高効率照明機器の機能が確認できる書類
- (3) 確定申告書の写しその他の事業を営んでいることが確認できる書類
- (4) 市税の納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする日の属する年度の12月10日とする。

(交付決定)

第7条 前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市高効率照明機器設置費補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る高効率照明機器（次条及び第9条第1項において「交付決定機器」という。）の設置に関する契約を締結することができるものとする。

(変更等承認申請)

第8条 交付決定者は、第6条第1項の規定による申請の内容を変更し、又は交付決定機器の設置を中止しようとするときは、新座市高効率照明機器設置内容変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了報告)

第9条 交付決定者は、交付決定機器の設置の完了後、速やかに新座市高効率照明機器設置完了報告書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定機器の設置に係る契約書、領収書及び保証書の写し
- (2) 交付決定機器の設置の前後の状況が確認できる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出期限は、第7条第1項の規定による交付決定の通知のあった日の属する年度の2月10日とする。

(交付確定通知)

第10条 前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新座市高効率照明機器設置費補助金交付確定通知書によ

り、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、新座市高効率照明機器設置費補助金請求書により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第12条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

附 則 (令和6年告示第115号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年告示第256号)

この告示は、告示の日から施行する。